

2013年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験

民法法 I (民法)

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が3枚1組、第2問が3枚1組の計6枚である。解答用紙の左側にそれぞれ問題番号と小問番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2013年度 同志社大学大学院 司法研究科

入学試験問題 法律科目試験

(民法)

第1問 (配点：60点)

以下の〔設例〕を読んで、問(1)から問(3)に答えなさい。

〔設例〕 Gは、Sに対して有する貸金債権を担保するため、S所有名義の甲建物に抵当権の設定を受け、その旨の登記を経由した。その後、SはAとの間で甲建物について賃貸借契約を締結し、約定の敷金の預託を受け、甲建物をAに引き渡した。

問(1)

〔設例〕の事実関係で、期限が来てもSはGに対しその債務を履行しない。この場合、Gは、SがAから月々支払を受けている賃料でもってその被担保債権の優先的回収をすることができるか。できるとして、民法上のいかなる制度により、どのような方法で行うのか、条文等の根拠を示しながら簡潔に答えなさい。

問(2)

〔設例〕の事実関係で、期限が来てもSはその債務を履行しないので、Gは抵当権を実行して甲建物を競売し、これをBが買い受けた。甲建物の敷地(乙土地)は競売の時点でSが所有している。この場合、乙土地の所有者Sは、甲建物を買い受けてその所有者となったBに対して、建物収去土地明渡しを求めることができるか、簡潔に検討しなさい。

問(3)

〔設例〕の事実関係で、期限が来てもSはその債務を履行しないので、Gは抵当権を実行して甲建物を競売し、これをBが買い受けた。Bは、甲建物の賃借人Aに対してただちに明け渡すことを求めた。これは認められるか。また、Sに預託された敷金の返還をAがBに対して求めた場合、これは認められるか。

2013年度 同志社大学大学院 司法研究科

入学試験問題 法律科目試験

(民法)

第2問 (配点：40点)

以下の〔設例〕を読んで問(1)から問(3)に答えなさい。

〔設例〕

1. Aは、平成22年1月31日に、年利3%、2年後に元利金を返済するという約定で、Bから2000万円を借りた。
2. 同日、Aの父Cが、上記1.のBのAに対する債権を被担保債権として、C所有の甲土地(時価2500万円)上にBを抵当権者とする抵当権を設定した。また、同日、Aの友人Dが、上記1.のAのBに対する債務のため、Bと書面により連帯保証契約を結んだ。
3. Aは、上記1.のAのBに対する債務の返済期に、元利金の支払いができなかった。そこで、平成24年4月15日に、BとCは、甲土地をもって上記1.のAのBに対する債務および遅延損害金の債務を代物弁済する旨を合意し、同年5月1日にBは甲土地の所有権移転登記を経由した。

問(1)

代物弁済とは何かについて説明し、〔設例〕に即して、代物弁済の要件を示しなさい。その際、BのAに対する債権が消滅するのは何時かを示すこと。

問(2)

CがBに代物弁済をした後におけるC・A間の法律関係について、条文をあげて、説明しなさい。

問(3)

CがBに代物弁済をした後におけるC・D間の法律関係について、条文をあげて、説明しなさい。さらに、C・D間の法律関係が履行されたとき、それによりC・A間の法律関係がどのように変わるのかについても述べなさい。